

定に対して不服がある請求者は、厚生労働大臣に対して審査を申し立てることができます。

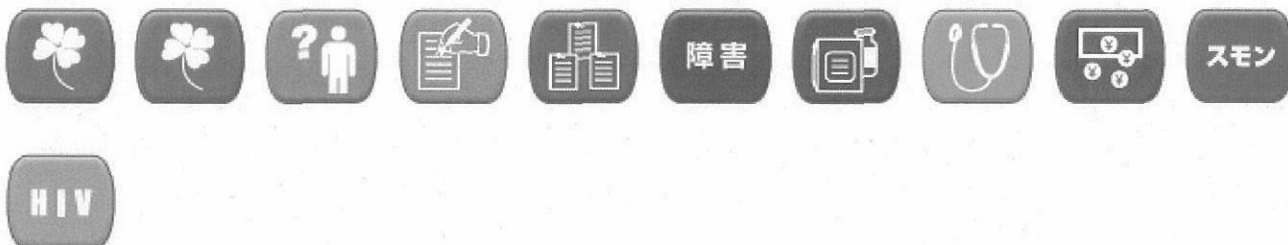
5. 拠出金

医療費等の給付に必要な費用は、許可医薬品製造販売業者からの拠出金で賄われています。(拠出金については「[拠出金の徴収](#)」をご覧ください。)なお、医薬品副作用被害救済制度に係る医薬品医療機器総合機構の事務費の1/2相当額については、国からの補助金により賄っています。

副作用救済給付制度についてのお問合せ先

電話: ☎ 0120-149-931 (フリーダイヤル)

携帯電話や公衆電話からはご利用になれませんので、従来の窓口 03-3506-9411 をご利用ください。(この場合、通話料はご相談者の方のご負担となります。)



救済制度相談窓口 kyufu@pmda.go.jp